

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.66

狩猟・野生鳥獣関係の業務を行っている林務担当から、「違法捕獲」と「ヒナの保護」についてお伝えします。

＜野生鳥獣の違法捕獲について＞

伊豆諸島には、メジロやカラスバト等、様々な鳥類がいます。その可愛らしい姿や美しい声を耳にすると、飼いたいと思う方もいるかもしれません。でも、次の法律はご存じでしょうか？

「鳥獣保護管理法」では、野生鳥獣の捕獲（殺傷や卵の採取を含む）を禁止しているため、許可なく捕獲した場合は、罰則の対象になります。また、違法に捕獲した鳥獣を売ることや飼うことも禁止です。違法捕獲を見つけた際は、大島支庁産業課林務担当、またはお近くの警察署までご連絡ください。

＜ヒナの保護について＞

春～夏の野鳥の繁殖シーズン中、地面に落ちているヒナを見かけた方も多いと思います。一見迷子のように見えますが、親鳥が近くにいてヒナの世話をしています。私たちが「可哀そう」と思って保護すると、親鳥から野生で生きていくための教育を受けられず、自然界で生きていくことができなくなってしまいます。ヒナを見かけても、その場から動かさずそっと見守ってください。

問い合わせ：大島支庁産業課林務担当（2）4431